

平成二十八年五月三十日付け広島県報（定期）第四十二号に登載の広島県規則第四十三号（広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則）の一部を次のように訂正する。

土木建築局建築課長

ページ	行	誤	正
二	後ろから一四	様式第10条の3（第20条の5関係）」や「様式第10条の3	様式第10号の3（第20条の5関係）」や「様式第10号の3